

北海道胆振東部地震に係る住民懇談会資料

- 1 平成 30 年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について P 1 ～P 9
- 2 住宅再建支援の取組 P 1 0 ～P 1 7
- 3 「厚真町復旧・復興計画」策定方針 P 1 8 ～P 1 9
- 4 厚真町タイムライン（防災行動計画）について P 2 0 ～P 2 1

○本冊子は平成 3 1 年 3 月 2 2 日から 4 月 5 日まで計 1 0 回開催された住民懇談会で使用した資料の一部を修正したものです。当日参加できなかった住民の方向けに配布します。

○本冊子に関することおよび北海道胆振東部地震の被害によるお困りごとなどは、役場本庁舎 1 階に設置した総合相談窓口、または下記担当までお問い合わせください。

お問合せ：総務課災害復興グループ（電話：0 1 4 5 - 2 7 - 2 4 8 1）

- 1 平成30年北海道胆振東部地震に係る被害状況等について -

1. 地震の概要

平成30年9月6日午前3時7分、厚真町を震源とするマグニチュード6.7、震度7を記録する大規模な地震が発生しました。北海道内で震度7を記録したのは観測史上初めてのことです。

この地震の発生以降、地震活動が活発となり、厚真町では震度1以上の地震が300回以上記録され、その内、震度5弱の地震が2回、震度4の地震が17回発生していました。平成31年2月21日午後9時22分には震災以降最大の震度6弱の地震が発生しました。

(1) 発生日時	平成30年9月6日 午前3時7分		平成31年2月21日 午後9時22分
(2) 震源地	胆振地方中東部（北緯 42.7 度、東経 142.0 度） 深さ 37km		胆振地方中東部（北緯 42.8 度、東経 142.0 度） 深さ 33km
(3) 地震の規模	マグニチュード 6.7		マグニチュード 5.8
(4) 震度5弱以上を観測した市町村	7	厚真町	
	6 強	安平町、むかわ町	
	6 弱	札幌市東区、千歳市、日高町、平取町	厚真町
	5 強	札幌市清田区、白石区、手稲区、北区、苫小牧市、江別市、三笠市、恵庭市、長沼町、新ひだか町、新冠町	安平町、むかわ町
	5 弱	札幌市厚別区、豊平区、西区、函館市、室蘭市、岩見沢市、登別市、伊達市、北広島市、石狩市、新篠津村、南幌町、由仁町、栗山町、白老町	札幌市北区、札幌市手稲区、千歳市、長沼町、平取町

2. 被害の状況

(1) 人的被害

地震に伴う土砂災害や多数の家屋倒壊等により、北海道全体で死者42名（災害関連死1名含む）、負傷者775名の人的被害が発生しました。

厚真町では、幌内地区で4名、富里地区で4名、高丘地区で2名、吉野地区で19名、桜丘地区で1名、朝日地区で2名、幌里地区で4名、合わせて36名の方が犠牲となりました。

区分	平成30年9月6日	平成31年2月21日
死者	42名（札幌市2、苫小牧市2、 厚真町36 、むかわ町1、新ひだか町1）	
重傷	47名（栗山町1、札幌市1、江別市1、北広島市1、石狩市1、苫小牧市9、安平町7、むかわ町23、新冠町1、帯広市1、士幌町1）	
中等傷	8名（江別市1、日高町2、函館市5）	
軽傷	727名（三笠市2、芦別市1、由仁町2、札幌市295、江別市3、千歳市11、恵庭市3、北広島市6、石狩市1、室蘭市2、苫小牧市15、伊達市1、 厚真町61 、安平町10、むかわ町250、日高町34、新ひだか町4、平取町3、函館市5、帯広市12、本別町1、幕別町2、音更町1、厚岸町1、猿払村1）	6名（札幌市1、苫小牧市3、登別市1、 厚真町1 ）

(2) 建物被害

住家被害については、北海道全体で全壊469棟、半壊1,630棟、一部損壊12,298棟が判明しています。住家被害の約9割が札幌市、北広島市、厚真町、安平町、むかわ町の5市町で発生しています。

厚真町については、9月18日から被害家屋の調査を開始し、住家、非住家合わせて4,618棟の調査を終えています。

また、り災証明書の交付については、9月12日より受付を開始し交付を行なっています。

①被害認定調査（平成31年3月18日現在）

- ・被害調査対象 住家 1,836棟、非住家 2,782棟、合計 4,618棟
- ・被害調査件数 4,618棟（進捗率 100%）

区分	全壊	大規模半壊	半壊	一部損壊	被害なし	合計
住 家	224	69	249	1,092	202	1,836
非住家	661	161	500	801	659	2,782
合計	885	230	749	1,893	861	4,618

②り災証明書

- ・り災証明書（居住分）交付件数 1,387件

(3) ライフライン、公共土木施設、農林業被害

大規模な土砂崩れや路面陥没などで道路が寸断され、厚真町でも道道4路線、町道25路線が通行止めとなりました。

また、苫東厚真火力発電所など需給の大半を占める火力発電所などが密集するエリアでの地震により供給力が不足し、9月6日午前3時8分時点で北海道全域の約295万戸で停電が発生しました。信号機の機能停止等により車両の運行に支障が生じたほか、鉄道や空港などの交通機関にも広く運休・欠航等が生じるなど、甚大な影響をもたらしました。

断水は、北海道内の44市町村において最大68,249戸の断水が発生しました（不明及び家屋等損壊地域を除く）。特に、厚真町の富里浄水場は、8月に稼動を開始した直後でしたが、裏山の大規模な土砂崩れにより浄水場が損壊したほか、配水管の損傷などで町内全域で断水が発生しました。

平成31年2月21日の震度6弱の地震では、最大で111戸が断水しました。

農業被害は、農地への土砂堆積や用水路等の損壊が多数発生しました。特に、完成を翌年度に控えた国営勇払東部かんがい排水事業厚幌導水路も大きな被害も受けました。また、水稻や畑作物、ハスカップなどの作物にも被害が生じました。

林業関係は、林地の大規模土砂崩れにより森林、林道に大きな被害が発生しています。

・被害状況（厚真町）

区分	被 害 状 況				
道路	道道は11月13日までに通行止めは解除された。町道は、土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域の5路線を除き、9月28日までに応急復旧を完了している。				
	区分	通行止め	規制期間	備考	
	国道	なし			
	高規格道路	路面損傷	9/6～9/8	沼ノ端IC～鵜川IC	
	道道	土砂崩れ等 4路線 橋梁損傷 2路線	9/6～11/8 9/6～11/13		
	町道	土砂崩れ等 25路線	9/6～9/28	未開通5路線	
鉄道	11月18日までに復旧工事が完了し、11月19日から運転が再開された。当面は徐行運転で運行されている。				
	区分	主な被害状況	運行休止期間	備考	
	J R 日高線 (苫小牧～鵜川)	軌道変移 橋梁桁ずれ	9/6～11/18	9/13～11/18 代行バス運行	
電気	土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、9月8日までに停電は解消されている。				
	停電戸数	停電期間	備考		
	全域で停電	9/6～9/8			
水道	富里浄水場が土砂崩れにより破損したため、直近まで使用していた新町浄水場の再稼働の準備と復旧を行い、9月11日から再稼働、12日から水道管の漏水調査及び復旧工事を実施し、土砂崩れなどで立ち入り困難な地区を除き、10月9日までに断水を解消した。 上厚真地区においては、上厚真浄水場の復旧、送水管・配水管の漏水調査及び復旧工事を実施し、9月24日までに断水を解消した。				
	区分	断水戸数	断水期間	備考	
	厚真地区	1,188	9/6～10/9		
	上厚真地区	753	9/6～9/24		
	合計	1,941			
	※平成31年2月21日（震度6弱）による被害状況				
	区分	断水戸数	断水期間	備考	
	厚真地区	111	2/21～2/23		
	地域情報	土砂崩れによる光通信ケーブルが断線し、あつまネット及びテレビ共聴施設が不通となった。土砂崩れなどにより立ち入りが困難な地域を除き、12月28日までに復旧した。			
		区分	被害戸数	不通期間	備考
あつまネット		29	9/6～12/28		
テレビ共聴施設		62	9/6～12/28		

区分	被 害 状 況		
農業	土砂崩れによる農地への土砂の流入、農業機械や倉庫、農業用施設の損壊などが発生した。		
	区分	箇所数等	備考
	農地	94箇所 154.7ha	
	農業用施設	69箇所	
	農業機械・施設	183戸	
	共同利用施設	8箇所	
林業	国営勇払東部地区 かんがい排水事業	厚真ダム 頭首工 1箇所 揚水機 1箇所 導水路 18.2km	余水吐、取水施設、法面等
	大規模な山腹崩壊、土砂崩れにより林地、林道の損壊などが発生した。		
	区分	箇所数	備考
	林道	3路線	国の災害復旧事業対象分
	森林	3,200ha	

3. 被害金額

(平成30年12月17日現在)

区分	被害金額	備考
公共土木施設	1 8 8 億円	道路、河川、橋梁、上下水道
農業関係	1 1 0 億円	農地、農業用施設、共同利用施設
林業	4 5 8 億円	林道、森林被害
その他	6 7 億円	商工業、宅地堆積土砂、災害廃棄物等
合計	8 2 3 億円	

※ 国、道が実施する事業等は含まない。

4. 避難所、応急仮設住宅

避難所については、避難生活の長期化を予測し、大型施設を中心に避難所を開設しました。

避難者数は、9月7日には住民の4分の1に当たる1,118名の方が避難を余儀なくされました。その後、電気や水道の復旧や応急仮設住宅の建設に伴い、徐々に閉鎖し、12月6日には全ての避難所が閉鎖されています。

(1) 避難所の開設状況

避難所	9/6	9/7	10/24	11/5	11/7	11/30	12/6	閉鎖日
福祉センター	493	613	114	38	49	21	0	12/6
スポーツセンター	82	93	44	33	32	15	0	12/6
厚真中央小学校	76	139	22	12	0			11/7
厚真中学校	90	136	14	8	0			11/7
厚南会館	130	80	0					10/24
上厚真小学校	23	43	13	0				11/5
鹿沼マナビィハウス	0	14	7	6	5	0		11/30
合計	894	1,118	214	97	86	36	0	

(2) 応急仮設住宅等の入居状況（平成31年3月18日現在）

区分	世帯	人数	入居開始	備考
応急仮設住宅	126	284	第1期：11/1 第2期：11/30	
みなし仮設住宅	18	30	9/27	
公営住宅	26	62	9/8	
トレーラーハウス	11	24	12/27	
合計	181	399		

5. 人的支援等の状況

(1) 各関係機関からの人的支援状況（平成30年12月28日現在）

区分	延べ人数	支援内容
国	880	国交省、気象台、タイムライン
北海道	6,480	リエゾン、り災証明書交付支援、避難所運営支援
市町村	1,530	環境業務、物資、水道応急、土木・下水道技術支援
東北6県	1,337	り災証明書交付支援、避難所運営支援
自衛隊	14,359	人命救助、道路啓開、給水、給食、入浴、輸送
警察	750	人命救助、警戒活動
消防	500	人命救助、警戒活動
合計	25,836	

(2) 災害ボランティア

厚真町社会福祉協議会が9月7日に災害ボランティアセンターを設置し、9月10日からボランティアの募集・活動を開始しています。

（平成31年3月18日現在）

区分	延べ人数	活動期間	備考
災害ボランティア	4,770	9/10～	

災害復旧事業等の工程表

項目	番号	事業概要	H30(2018)年度	H31(2019)年度				H32(2020)年度				H33(2021)年度以降	工事完了予定	所管課
				4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
道路・河川・橋梁・上下水道の復旧	1	○被災した町道や町管理河川、橋梁の復旧 ・「公共土木施設災害復旧事業」(国)による復旧事業 町道 106箇所 40億円 河川 42箇所 58億円 橋梁 2箇所 1億円	応急対応 災害査定 町道・橋梁復旧工事(事業主体:町) 応急対応 災害査定 町管理河川復旧工事(事業主体:町)										2021. 3	建設課
	2	○被災した道道や道管理河川、橋梁の復旧 ・「公共土木施設災害復旧事業」(国)による復旧事業 道道58箇所、河川12箇所 橋梁8箇所	応急対応 調査設計 道々幌内早来停車場線・千歳鷲川停車場線・平取厚真線復旧工事 厚真新橋・上厚真大橋等橋梁復旧工事(事業主体:北海道) 応急対応 調査設計 道管理河川復旧工事(事業主体:北海道)										2021. 3	建設課
	3	○富里浄水場の復旧 ・「災害関連緊急事業(急傾斜地崩壊対策事業)」(国)による斜面对策工事 ・「水道施設災害復旧事業」(国)による富里浄水場等の復旧 15億円	応急対応 調査設計 工事用道路・残留土塊除去斜面对策工事(事業主体:北海道) 応急対応 災害査定 富里浄水場復旧工事(事業主体:町)										2020. 3 2020. 11	建設課
	4	○下水道施設の復旧 ・「公共土木施設災害復旧事業」(国)による下水道施設の災害復旧 4箇所 5億円	応急対応 災害査定 厚真浄化センター等復旧工事(事業主体:町)										2020. 3	建設課

項目	番号	事業概要	H30(2018)年度	H31(2019)年度				H32(2020)年度				H33(2021)年度以降	工事完了予定	所管課
				4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
農地・農業用施設の復旧	5	○被災した農地・農業用施設等の復旧 ・「農地・農業用施設災害復旧事業」等(国)による農地や水路等の復旧事業 農地 154.7ha 14億円 農業施設 69箇所 9億円 ・勇払東部地区国営かんがい排水事業災害復旧 厚真ダム、頭首工、導水路 18.2km、事業費 410億円	応急対応 災害査定 農地・農業用施設災害復旧工事(事業主体:北海道) 農地・農業用施設災害復旧工事(事業主体:町・土地改良区) 調査設計 勇払東部地区国営かんがい排水事業災害復旧工事(事業主体:国)										2021. 3	産業経済課
	6	○農業経営の維持・営農再開に向けた支援 ・「被災農業向け経営体育成支援事業」等(国)による被災した農業用施設・機械の復旧支援、営農再開に係る資材費等の支援 183戸 54億円 ・「鳥獣被害防止総合対策交付金」(国)の活用によるエゾシカ侵入防止柵の復旧 46km 7千万円 ・「農業共同利用施設災害復旧事業」(国)を活用した共同利用施設の復旧 8施設 7億円	要望調査 補助申請 被災者向け経営体育成支援事業(事業主体:町) 要望調査 補助申請 産地緊急支援事業(事業主体:JA) 調査 申請 エゾシカ侵入防止柵復旧(事業主体:協議会) 調査 補助申請 農業共同利用施設災害復旧事業(事業主体:JA)										2020. 3	産業経済課
													2019. 8	
													2020. 3	

項目	番号	事業概要	H30(2018)年度	H31(2019)年度				H32(2020)年度				H33(2021)年度以降	工事完了 予定	所管課
				4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月			
住まいの 再建	11	○住宅の応急修理 ・住宅の応急修理 修理限度額 584千円	住宅の応急修理										2020. 3	建設課
	12	○住宅の公費解体 ・「災害等廃棄物処理事業」 (国)による被災家屋等の解体・撤去、災害廃棄物の処理 被災家屋等の公費解体(370棟)、災害廃棄物処理 23億円 (住家被害: 全壊 224棟、大規模半壊 69棟、 半壊 249棟、一部損壊 1,092棟)	公費解体受付	家屋等の公費解体 災害廃棄物処理									2020. 3	町民福祉課 建設課
	13	○宅地堆積土砂 ・「堆積土砂排除事業」(国)による宅地堆積土砂の排除 堆積土砂23.1万㎡ 15億円	調査 災害査定	堆積土砂排除事業(事業主体:町)									2021. 3	建設課
	14	○住宅の自力再建支援 ・住宅再建融資、リバースモーゲージ融資に対する利子補給 ・住宅基礎の傾斜復旧工事に対する助成	調査	住宅再建融資・リバースモーゲージ融資利子補給 住宅復旧支援事業									2022. 3	建設課
	15	○災害公営住宅の整備 ・「災害公営住宅整備事業」 (国)による公営住宅の整備	調査・計画		災害公営住宅の整備								2020. 12	建設課
	16	○住宅地の整備 ・「住環境整備事業、防災集団移転促進事業」(国)等による住宅再建支援	調査・計画		防災集団移転促進事業 小規模住宅地区改良事業								2021. 3	まちづくり推進課

再建方法と活用できる制度

被災前と同じ場所に新たに住宅を建設する

被災証明書の被災区分に応じて

- ①被災証明の発行
- ②被災者生活再建支援制度
- ③義援金の配分
- ④住宅被害見舞金（北海道）
- ⑤被災家屋の解体撤去

融資を受ける

- ⑧災害復興住宅融資
- ⑨住宅再建融資利子助成（→ P12）
- ⑩災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）
- ⑪リバースモーゲージ利子助成（→ P12）

著しく損壊した住宅が集合している

- ❶小規模住宅地区改良事業（→ P16）

町内の別の場所に住宅を建設または購入（新築・中古）する

被災証明書の被災区分に応じて

- ①被災証明の発行
- ②被災者生活再建支援制度
- ③義援金の配分
- ④住宅被害見舞金（北海道）
- ⑤被災家屋の解体撤去

融資を受ける

- ⑧災害復興住宅融資
- ⑨住宅再建融資利子助成（→ P12）
- ⑩災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）
- ⑪リバースモーゲージ利子助成（→ P12）

現在の住宅が居住に適さない区域にある

- ❸防災集団移転促進事業（→ P17）
- ❹がけ地近接等危険住宅移転事業（→ P17）

町内の別の場所で賃貸住宅（公営住宅等）に入居する

被災証明書の被災区分に応じて

- ①被災証明の発行
- ②被災者生活再建支援制度
- ③義援金の配分
- ④住宅被害見舞金（北海道）
- ⑤被災住宅の解体撤去

賃貸住宅に入居する

- ・既存の公営住宅
- ・高齢者向け公営住宅
- ・民間貸家
- ❷災害公営住宅整備事業（→ P16）

被災した住宅を補修する

被災証明書の被災区分に応じて

- ①被災証明の発行
- ②被災者生活再建支援制度
- ③義援金の配分
- ④住宅被害見舞金（北海道）

住宅を補修する

- ⑥被災住宅の応急修理
- ⑦住宅復旧支援補助金（→ P13）
- ⑫住宅リフォーム補助（→ P14）

住まい再建のための支援制度

すでに申請が始まっている、または内容が発表されている支援制度については「生活再建に向けた支援ガイドブック」の該当ページにて、詳細をご確認ください。

① **受付中** リ災証明書の発行 ガイドブック▶1-(1)

被害程度を証明します。
各支援制度を申し込む際に必要になる場合があります。

問い合わせ 総務課税務グループ ☎ 27-2481

② **受付中** 被災者生活再建支援制度 ガイドブック▶2-(1)

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、支援金を支給します。

問い合わせ 町民福祉課福祉グループ ☎ 26-7872

③ **受付中** 義援金の配分 ガイドブック▶2-(13)

地震により住宅に被害を受けた世帯を対象に、義援金を配分します。
※被災住宅を応急修理された方への追加支給があります。

問い合わせ 総務課財政グループ ☎ 27-2481

④ 住宅被害見舞金（北海道）

災害により居住している自己所有の家屋ならびに借家に被害を受けた世帯主に対し、北海道自然災害に伴う住家被害見舞金支給要綱に基づき、住家被害見舞金を支給します。

⑤ **受付中** 被災家屋の解体撤去 ガイドブック▶1-(5)

甚大な被害を受けた被災家屋について所有者の依頼に基づき、町が所有者に代わって解体・撤去します。
※申し込み期限の延長があります。

問い合わせ 町民福祉課町民生活グループ ☎ 080-2783-0489 080-2873-0490

⑥ 被災住宅の応急修理 ガイドブック▶1-(4)

災害により大規模半壊または半壊し、自ら修理する資力のない世帯に対して被災した住宅の壊れた屋根、基礎、ドア等の開口部、上下水道の配管、電気配線等の日常生活に必要な最小限度の部分の応急的な修理を支援します。

問い合わせ 建設課建築住宅グループ ☎ 27-2325

⑨厚真町住宅再建融資利子助成事業補助金

⑪厚真町リバースモーゲージ利子助成事業補助金

平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅の早期復興のため、町では、被災者が町内で住むための住宅を新築または購入するために金融機関等から融資を受けた場合の借入金にかかる利子の一部を助成します。

(1) 厚真町住宅再建融資利子助成

① 対象者

平成30年北海道胆振東部地震により被災し、町内で住宅再建をするために金融機関等から融資を受け、かつ以下のいずれかの要件を満たす方

- ① り災証明書で全壊、大規模半壊または半壊の判定を受けた方
- ② 被災者生活再建支援法第2条第2号ハに掲げる世帯として認定されている方

② 補助金額

住宅再建するために借り入れた額に対し、以下の計算式で得た額を助成します。

$$\text{助成額} = \text{借入額} \times \text{利率}^{※1} \times 8 / 10$$

※1 利率は、借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率と実際の借入契約の利率のいずれか低い利率で計算したものとします。

※2 助成金額は100万円が上限です。

(2) 厚真町リバースモーゲージ利子助成

① 対象者

左記の(1)厚真町住宅再建融資利子助成-①対象者と同じ方で、災害復興住宅融資（高齢者向け返済特例）等のリバースモーゲージ型の融資を受けられた方

※リバースモーゲージ型融資とは

月々の返済は利息のみとし、借入金の元金は申込人（連帯債務者含む）全員が亡くなられた時に、手元金による支払、融資住宅及び土地の売却等の方法により一括してご返済いただくしくみです。

② 補助金額

住宅再建するためにリバースモーゲージ型融資で借り入れた額に対し、以下の計算式で得た額を助成します。

$$\text{助成額} = \text{借入額} \times \text{利率}^{※1} \times 8 / 10 \times 20 \text{年}$$

※1 利率は、借入時の住宅金融支援機構（災害復興住宅融資）の利率で計算したものとします。

※2 助成金額は100万円が上限です。

③ お手続きにあたって必要な書類

- ・交付申請書
- ・住民票（再建した住宅に入居する世帯全員のもの）
- ・その他関係書類等
- ・り災証明書の写し
- ・金銭消費貸借契約書、工事請負契約書等及び返済予定表の写し

⑦厚真町住宅復旧支援事業補助金

平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅の早期復興のため、町では、被災者が町内で行う住宅基礎の傾斜修復工事と、それに併せて実施する住宅下の地盤改良工事にかかる費用の一部を助成します。

① 対象者

平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅の所有者等（管理者または占有者は、所有者の承諾が必要です）

② 対象の建物

- ・戸建住宅
- ・アパート及びマンション
- ・店舗（事務所）併用住宅（ただし、住宅の用に供する部分のみ対象です）

③ 補助金額

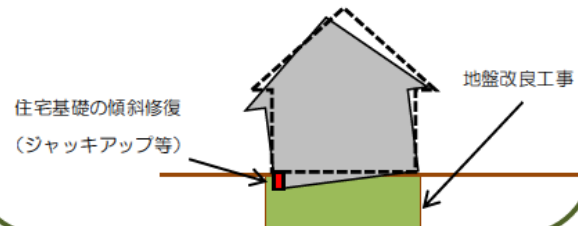
対象工事に要した費用から50万円を控除した額に1/2を乗じた額を助成します。ただし、助成する金額は200万円が上限です。

※対象工事費は審査により確定します。

※北海道胆振東部地震の被災による修復工事であり、既に工事が完了しているものを含まず。

④ 対象工事

- (1)地盤改良工事（住宅建屋下の工事）
- (2)住宅基礎の傾斜修復工事
（基礎の沈下又は傾斜を修復する工事）



⑤ 交付の流れ

※申請前に、工事内容が交付対象となるかどうかを窓口までご相談ください。

(1) 交付申請

- 下記の書類提出により申請できます。
- (1)厚真町住宅復旧支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）
 - (2)対象工事の設計図書（位置図、計画平面図など）
 - (3)対象工事の見積書の写し
 - (4)住宅の被害を確認できる資料
 - (5)土地・住宅の所有者（申請者を除く。）全員又は一部の承諾書
 - (6)土地及び建物の全部事項証明書及び公図
 - (7)り災証明書の写し
 - (8)住民票
 - (9)その他、町長が必要と認めるもの

(2) 交付決定・工事施工

審査の結果、交付が適当な場合は、「交付決定通知」が届きますので、通知され次第、工事契約・着手してください。なお、「交付決定通知」がなされた後、工事内容等に変更があった場合は、「補助金等変更承認申請書」（厚真町補助金等交付規則様式第3号）等の提出による変更のお手続きが必要です。

(3) 工事完成・検査・お振込

- 工事が完了した後、下記の書類を提出してください。提出後、町で完了検査を行い、内容が適当な場合は、「交付額確定通知」が届き、さらに後日補助金の振込がなされます。
- (1)厚真町住宅復旧支援事業補助金交付事業完了報告書（別記第2号様式）
 - (2)工事請負契約書等の写し
 - (3)領収書の写し
（対象工事実額の全額が明示されているもの）
 - (4)対象工事の完成図書
 - (5)対象工事の工事費内訳書
 - (6)その他町長が必要と認めるもの

⑫厚真町住宅リフォーム補助

平成30年北海道胆振東部地震により被災した住宅の早期復興のため、町では、住宅のり災証明書の判定が半壊および一部損壊の方に、住宅所有者、管理者、占有者が行う復旧工事に要する費用の一部を補助します。

① 対象者	地震発生時の住宅の所有者、管理者、または占有者 ※仮設住宅などへの入居の有無は問いません ※管理者または占有者は所有者の承諾を得たものに限る ※居住実態の有る住宅に限る
② 対象工事	屋根、柱、床、内外壁、基礎、 ^{はり} 梁、ドア、窓、内装仕上げ、上下水道の配管、吸排気設備の配管、電気・電話線・テレビの配線、トイレ、浴室、照明器具 ※付属建築物（外構工事や物置、車庫等）や、併用住宅の非住家部分の復旧に関する工事は除外）
③ 工 期	平成32年3月31日までに完了する工事
④ 補助金額	上限30万円
⑤ 補助金額 算出方法	[半壊の場合] (対象工事費－住宅応急修理支援制度対象額－30万円)×0.3 [一部損壊の場合] (対象工事費－30万円)×0.3
⑥ 申請に必要なもの	[交付申請時] ・交付申請書 ・工事見積の写し（すでに工事が完了している場合は内訳が分かる書類） ・り災証明書の写し（半壊の方で、住宅応急修理支援制度を活用した方は不要） [報告時] ・交付完了報告書 ・領収書の写し ・工事完成写真
⑦ 受付期間	[4月22日（月）～4月26日（金）、5月7日（火）～5月10日（金）] 幌内、富里、高丘、吉野、東和、桜丘、朝日、本郷地区 [5月13日（月）～5月24日（金）] 幌里、京町、表町、新町、本町、錦町地区 [5月27日（月）～6月7日（金）] 宇隆、美里、豊沢、上野、豊川、共栄、富野地区 [6月10日（月）～6月21日（金）] 上厚真、共和、厚和、鯉沼、浜厚真、軽舞、豊丘、鹿沼地区 ※6月24日以降は町内すべての地域で受付可能です。
⑧ 受付窓口	役場庁舎別館前プレハブ

〇お問い合わせ 建設課建築住宅グループ Tel.27-2375

再建計画シミュレーション



被災前と同じ土地に新たに住宅を建設する

被災状況▷り災証明書の被害区分：全壊（自己所有住宅）

世帯構成▷複数世帯

見積もり金額▷1,700万円（住宅建設工事費）

100万円	住宅再建融資利子助成
300万円	被災者生活再建支援制度 基礎給付：100万円 再建加算：200万円
160万円	義援金の配分 北海道：80万円 町（一次）：30万円 再建：50万円
20万円	住宅災害見舞金（北海道）
0円	被災住宅等の撤去

住まい再建支援 580万円



自己資金 1,120万円
（自己資金・金融機関融資・地震保険等）



被災した住宅を補修する

被災状況▷り災証明書の被害区分：半壊（自己所有住宅）

世帯構成▷複数世帯

見積もり金額▷750万円（住宅修繕工事+基礎傾斜復旧工事）

200万円	住宅復旧支援補助金
30万円	住宅リフォーム補助
80万円	義援金の配分 北海道：35万円 町（一次）：25万円 再建：20万円（補修加算分）
10万円	住宅災害見舞金（北海道）
58.4万円	住宅応急修繕

住まい再建支援 378.4万円

※修繕工事の内容により支援額が異なります。



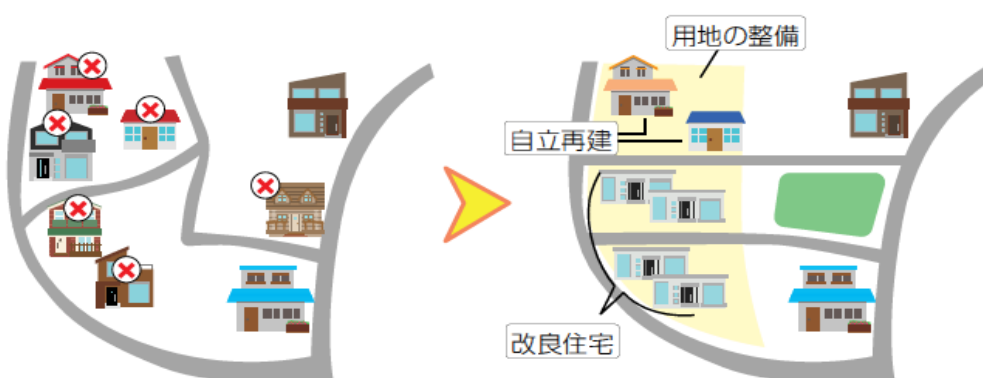
自己資金 371.6万円
（自己資金・金融機関融資・地震保険等）

町が実施を検討している事業

地域の皆さまのご意見、ご要望を伺いながら、新たな分譲宅地の開発や公営住宅の建設に向けて実施を検討している事業です。今後、地域での説明会等をおこないます。

1 小規模住宅地区改良事業

災害により著しく損壊した住宅が集合している地区において、町が被災住宅を除去し、従前居住者向けの賃貸住宅(小規模改良住宅)や、防災上必要な道路、公園等を整備します。

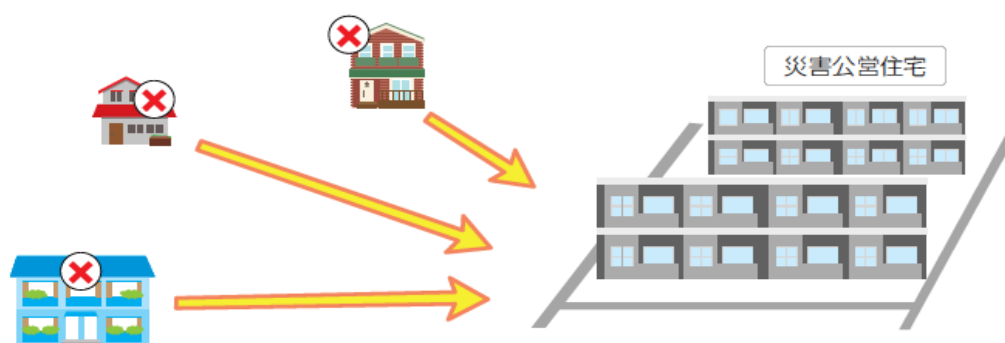


・町が被災住宅を除却

・町が改良住宅用地を買い取り、改良住宅や防災上必要な道路、公園等を整備
(整備した土地に自己再建も可能)

2 災害公営住宅整備事業

災害により住宅を失い、自ら住宅を確保することが困難な被災者に対して、町が国の補助を受けて住宅を整備します。

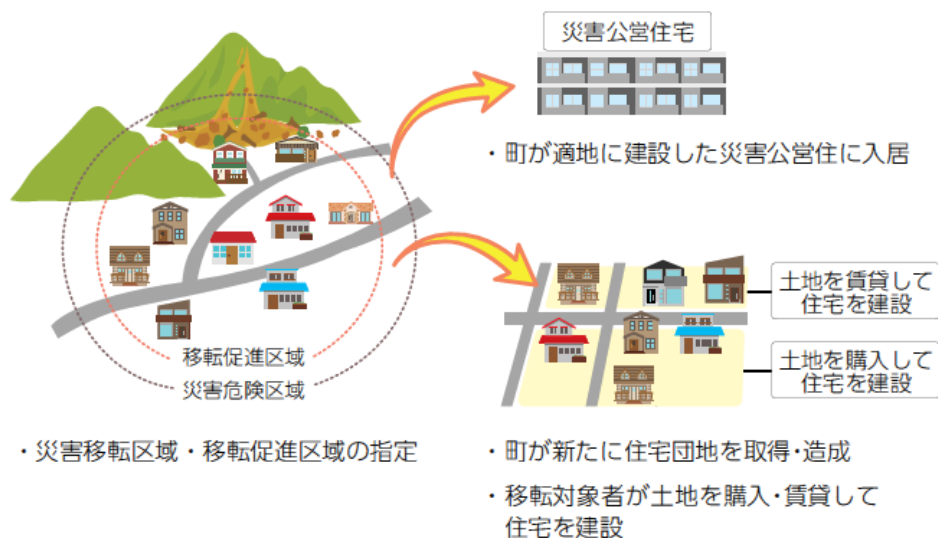


・被災した住宅は公費解体により除却

・町が適地に災害公営住を建設

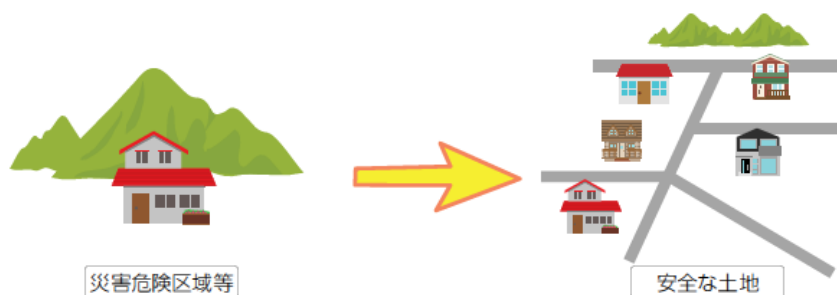
3 防災集団移転促進事業

被災地において居住に適さない区域にある住居の集団移転を促進します。



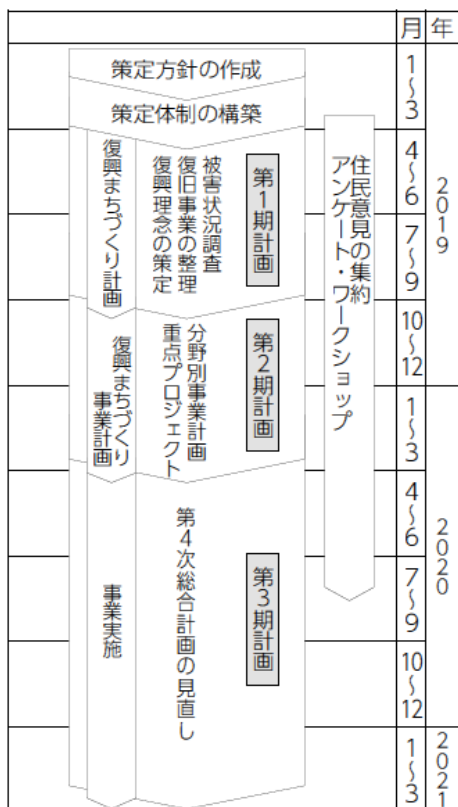
4 げけ地近接等危険住宅移転事業

災害危険区域等の区域内にある既存住宅等の移転に対して費用の一部を助成します。



- ・危険住宅の除却費等の助成、住宅の建設・購入、土地の購入のために金融機関等から融資を受けた場合の利息相当額を助成

- 3 厚真町復旧・復興計画策定方針 -



（２）計画策定のプロセス

(1) 計画の枠組み

■第1期計画（策定期間…2019年3月～2019年9月頃）

・インフラ・公共施設などの復旧計画と生活再建支援事業等の取組状況

- ・住民意見の集約
- ・復興理念

- ・住民意見の集約
- ・復興理念

・地域別復興まちづくり計画（地域の被災状況整理／住民意向と個々の住宅再建方法の整理／土地利用計画の見直しと住環境整備に向けた手法の検討）

■第2期計画（策定期間）.. 2019年

・住民意見の集約
9月～2020年3月頃

・住民意見の集約
9月～2020年3月頃

・テーマ別、分野別の事業計画、行程表

・重点プロジェクト

- ・地域別復興まちづくり事業計画（環境整備事業の実施に向けた詳細な計画の作成）

■第3期計画（策定期間：2020年

4月～2021年3月頃

- ・総合計画前期計画の評価と復旧・復興計画を踏まえた後期計画の見直し



策定体制

(1) 策定に向けた組織体制

■厚真町胆振東部地震復旧・復興推進本部

町長が本部長、副町長と教育長が副本部長、各課管理職などが本部員となり、計画を策定します。

■まちづくり委員会

まちづくり委員会は、町長の諮問に

応じ、本計画の策定に關して必要な事項を調査、研究および審議し、意見をとりまとめて町長に答申します。本計画の策定に際し、地区代表となる住民

等を委員に追加するとともに、復旧・

復興に関して専門的な知識を有する者をアドバイザーとして委嘱します。必要に応じて委員会内に部会を設置します。

■地域再生検討委員会

地域ごとの復興まちづくり計画の策定にあたり、自治会を中心に地域住民で構成します。町職員およびまちづくり委員会アドバイザーと連携し、計画策定に向けた課題整理や意見集約を行います。

厚真町復旧・復興計画策定方針

生活基盤の早期復旧に向けた取り組みを示すとともに、住民一人ひとりが思い描く復興後の厚真町について、実現までのビジョンや事業計画、行程などをとりまとめたマスタープランとして、「厚真町復旧・復興計画」を策定します。

策定にあたっての基本姿勢

(1) 住民意見の反映
被害が甚大な地域を中心に、行政と住民が直接対話をする機会を積極的に設け、住民意向に沿った住まいの再建や集落再生の方向性について検討します。あわせて、アンケートやワークショップなど多様な参画機会を設けることで、より幅広い住民の意見の把握に努めます。

(2) 有識者や外部人材、支援組織との連携
地震の被害は甚大で、町内の人材や知見だけでは早期の復旧・復興事業の展開は困難な状況です。高度な知識を有する専門家や地震を機に本町とつながりを持った外部支援組織や人材との情報交換と連携を密に行い、本計画策定に生かします。

(3) 復旧・復興フェーズにあわせた段階的な計画策定
復旧・復興の道のりは長く、険しいものが予想されます。本計画についてはより多くの住民意見を反映するために、策定期間を総合計画後期計画見直しまでを含めた約2年と長めに設定します。

ながらも、住まいの再建など緊急性や優先度により復旧・復興事業の展開するために段階的に計画を策定します。

(4) 地域別復興まちづくり計画の作成
被害が甚大で土地利用計画に大幅な見直しが必要となる地域については、集落再生に向けた住環境整備計画等(復興まちづくり計画)を地域ごとに作成します。

策定方針の概要

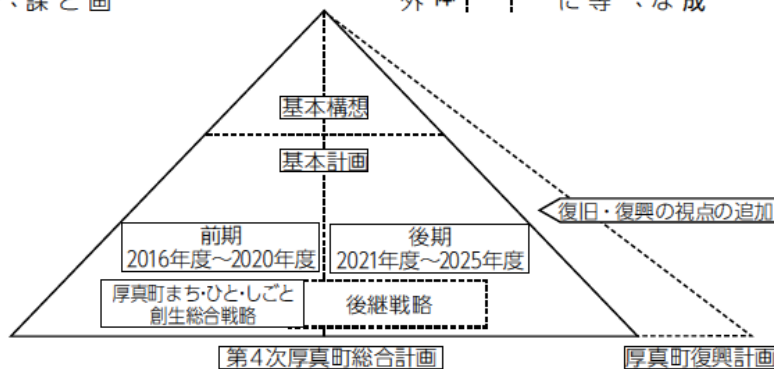
(1) 厚真町復旧・復興計画策定の主体
行政が住民と協働し、関係機関や外部人材と連携して策定します。

(2) 対象地域
町内全域

(3) 計画の期間
7年間(2019～2025年度)

(4) 計画の位置づけ

本計画は「厚真町第4次総合計画(2016～2025年度)」を基本とし、地震により顕著となった新たな課題に対し解決の方向性を示すとともに、更なる地域の発展に向けた計画として策定します。



問い合わせ
総務課災害復興グループ
☎ 2712321

北海道胆振東部地震に係る住民懇談会
町の被害状況と今後の復旧事業等について、住民向けに報告と説明を行います。住まいや生活の再建、産業の再生、防災に強いまちづくり等に対する課題や意見をお聞きし、今後策定する厚真町復旧・復興計画の基礎資料として反映します。

対象	会場	日時
● 3月22日(金) 13時30分～15時	厚真地区全域	
● 3月22日(金) 18時～19時30分	総合ケアセンターゆくり	
● 3月25日(月) 18時～19時30分	桜丘、朝日、幌里地区	
● 3月27日(水) 18時～19時30分	東和、宇隆、本郷地区	
● 3月28日(木) 13時～15時	京町(仮設団地含む)、錦町、本郷地区	
● 3月28日(木) 18時～19時30分	上厚真地区(全地区)	
● 4月2日(火) 18時～19時30分	新町(仮設団地含む)、総合福祉センター	
● 4月3日(水) 18時～19時30分	豊沢、豊川、地区	
● 4月3日(水) 18時～19時30分	総合福祉センター	
● 4月4日(木) 18時～19時30分	上厚真(仮設団地含む)、共栄、共和地区	
● 4月4日(木) 18時～19時30分	厚南会館	
● 4月4日(木) 18時～19時30分	厚和、浜厚真、鹿沼(仮設団地含む)、豊丘、軽舞、鯉沼地区	
● 4月4日(木) 18時～19時30分	厚南会館	

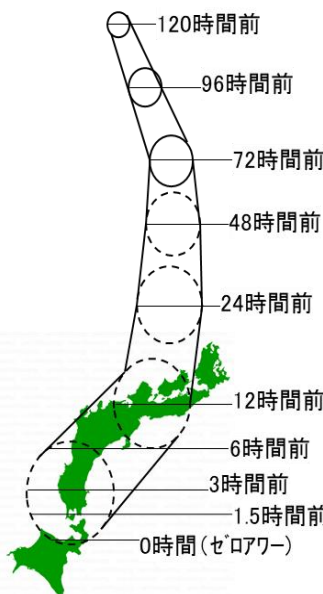
※ 富里・高丘、古野地区は1月30日、幌内地区は2月27日に開催しました。
※ 全日程、対象地域外にお住まいの方も参加できます。

- 4 厚真町タイムライン（防災行動計画）について -

1 タイムラインとは

災害の発生を前提として、防災関係機関が連携して災害の発生を予め想定し「いつ」、「誰が」、「何をする」か防災対応行動について時系列で整理した計画のことをいいます。

●タイムラインの一例

[illegible]

2 タイムライン策定の経緯

厚真町では、昨年の胆振東部地震の影響に加え台風・降雨等の影響により、更なる土砂災害の危険性、河川の氾濫等の可能性があったため、専門家、国・道の機関、気象台、消防、警察、自衛隊等の関係機関を集め、タイムラインを策定し、住民の命を守ることを第一義に、関係機関それぞれが役割を機能的かつ効果的・効率的に、安全な避難対応等の活動ができるよう検討を重ねてきました。

これにより、判断が難しかった避難勧告等発令の時期、避難の対応・要領等が、関係機関の共通認識のもとできることにより、相互に連携した防災活動ができるようになりました。

3 避難勧告等発令の基準（試行運用中）

(1) 土砂災害

区分		避難準備・高齢者等避難開始の発令	避難勧告の発令	避難指示(緊急)の発令
土砂災害	積雪期	24時間雨量と融雪量の合計が70ミリ以上かつ、1時間雨量20ミリ以上または、24時間雨量と融雪量の合計が190ミリ以上	24時間雨量と融雪量の合計が100ミリ以上かつ、1時間雨量30ミリ以上	気象情報・現状等を勘案し発令
	無雪期	「大雨注意報」の発表、ただし警報級の可能性が大雨「中」または「高」	・「大雨警報(土砂災害)」の発表 ・土砂災害警戒判定メッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準(薄紫色)に到達」する場合	・「土砂災害警戒情報」の発表 ・土砂災害警戒情報が発表され、かつ、土砂災害警戒判定メッシュ情報「実況で土砂災害警戒情報の基準(濃い紫)に到達」した場合

(2) 洪水災害

区分		避難準備・高齢者等避難開始の発令	避難勧告の発令	避難指示(緊急)の発令
洪水災害	厚真川	・水防団待機水位を超えた状態かつ、流域雨量指数が警報基準を超過 (厚真大橋:16.32m、浜厚真:3.21m) ・避難判断水位に到達した場合 (厚真大橋:18.41m、浜厚真:5.22m)	・氾濫水位を超えた状態かつ、流域雨量指数が警報基準を超過 (厚真大橋:17.45m、浜厚真:4.27m) ・氾濫危険水位に到達した場合 (厚真大橋:18.71m、浜厚真:5.47m)	・計画高水位に到達した場合 (厚真大橋:19.28m、浜厚真:5.77m)

4 今後のタイムラインの取組み

現在は、厚真町としてのタイムラインを策定し、試行運用中ですが、今後は自治会が主体となって策定する「コミュニティタイムライン」を「地区防災計画」と併せて作成していきたいと考えています。これにより、各地区の特性に応じ、より具体化された避難計画等が作成できます。

当初は、災害リスクの種類（土砂災害、洪水災害、津波災害等）に応じたモデル地区を3～4地区選定・作成し、逐次普及・拡充していく予定です。

タイムラインは行政が避難勧告等を事前に行うことに着目しているのに対して、コミュニティタイムラインは、住民の皆さん自らが安全に避難行動をできるようにすることが第一の目的です。

5 避難の心がけ

- (1) 避難勧告等が発令された場合には、努めて早めの避難を心がけるようお願い致します。
- (2) 土砂災害危険区域に居住又は同区域に住居等をお持ちで仮設住宅等にお住まいの方で日中、自宅に戻られる方は必要最小限とし、夜間は仮設住宅等にて過ごしていただくようお願い致します。